

中学校部活動指導業務会計年度任用職員要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員（以下「中学校部活動指導会計年度任用職員」という。）の勤務条件、業務内容等について、名護市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第19号）その他関係規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(任用)

第2条 中学校部活動指導会計年度任用職員は、次に掲げる資格を有する者の中から教育委員会が任用する。

- (1) 学校教育に関する理解がある者
- (2) 部活動における実技指導に関して、専門的な知識及び技能並びに指導経験を有し、かつ、生徒に適切に指導ができる者

(業務内容)

第3条 中学校部活動指導会計年度任用職員は、中学校の教育計画に基づく部活動において、校長の指揮監督を受け、部活動を担当する教諭等と情報を共有しながら、次に掲げる事項について従事するものとする。

- (1) 実技指導
- (2) 安全・障害予防に関する知識・技能の指導
- (3) 大会及び練習試合等に係る生徒の引率及び監督
- (4) 用具・施設の点検管理
- (5) 部活動の管理運営（会計管理等を含む）
- (6) 保護者等への連絡
- (7) 年間及び月間指導計画の作成
- (8) 事故等が発生した場合の現場対応

(勤務日、休日及び勤務時間)

第4条 中学校部活動指導会計年度任用職員の勤務日は、週4日9時間以内で、原則として次のとおりとし、学校長が指定する。

勤務日	勤務日数	勤務時間
月曜日から金曜日	3日以内	1日当たり2時間以内
土曜日及び日曜日	1日以内	1日当たり3時間以内

- 2 研修及び大会の引率や、真にやむを得ないと校長が認める場合は、前項の規定によらず、あらかじめ教育委員会が設定した年間勤務時間の範囲内で学校長が指定することができる。
- 3 次に定める日は、原則として勤務日及び勤務時間を割り振らない。
 - (1) 家庭の日（毎月第3日曜日）
 - (2) リフレッシュウィーク（毎年8月）

(研修)

第5条 中学校部活動指導会計年度任用職員は、常にその職務を行ううえで必要な知識の習得及び技術の研修に努めなければならない。

2 中学校部活動指導会計年度任用職員の研修に関し必要な事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 部活動が学校教育の一環であること等の部活動の位置付け
- (2) 部活動が学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであること等の教育的意義
- (3) 学校全体や各部の活動の目標や方針
- (4) 生徒の発達段階に応じた科学的な指導
- (5) 安全の確保や事故発生後の対応
- (6) 生徒の人格を傷つける言動や体罰及びハラスメントの禁止
- (7) サービスの順守

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年9月28日から施行する。